

令和 7 年度 北海道大学 大学院 法学 研究科
修士課程 入学者 選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 憲 法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

日本国憲法の解釈に関する以下の 2 題に解答しなさい（各 50 点）

問 1

下記の判示①と判示②の判断枠組み（違憲審査の方法ないし基準など）の相違について説明した上で、判示①について論評しなさい。

判示①

憲法 13 条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障しているところ（最高裁令和 2 年（ク）第 993 号同 5 年 10 月 25 日大法廷決定・民集 77 卷 7 号 1792 頁参照）、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たる。したがって、正当な理由に基づかずに不妊手術を受けることを強制することは、同条に反し許されないというべきである。

……憲法 13 条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。

したがって、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められず、本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法 13 条に反し許されないというべきである。

判示②

ところで、本件規定は、性同一性障害を有する者のうち自らの選択により性別変更審判を求める者について、原則として生殖腺除去手術を受けることを前提とする要件を課すにとどまるものであり、性同一性障害を有する者一般に対して同手術を受けることを直接的に強制するものではない。しかしながら、本件規定は、性同一性障害の治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対しても、性別変更審判を受けるためには、原則として同手術を受けることを要求するものといえることができる。

……本件規定は、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対して、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を実現するために、同手術を受けることを余儀なくさせるという点において、身体への侵襲を受けない自由を制約するものといえることができ、このような制約は、性同一性障害を有する者一般に対して生殖腺除去手術を受けることを直接的に強制するものではないことを考慮しても、身体への侵襲を受けない自由の重要性に照らし、必要かつ合理的なものといえることができない限り、許されないというべきである。

そして、本件規定が必要かつ合理的な制約を課すものとして憲法 13 条に適合するかどうかについては、本件規定の目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を較量して判断されるべきものと解するのが相当である。

問 2

国会議員がその在任中に逮捕・拘留され、そのために国会での会議に出席できない場合には、その期間について歳費の支払いを停止し、その後、当該事件で有罪が確定したときには歳費の支払いを行わない（停止分の不払いが確定する。無罪となった場合は、支払い停止となっていた歳費を遡って支給する）とする法案が作成されたと仮定して、その法案に関する憲法上の問題について論じなさい。

令和7年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 国際法

持込み等： 有斐閣刊行の『国際法』
(巻頭目録、付録に添付する。)

以下、すべての問いに答えなさい。

第1問

「国際法は、『共存の国際法』から『協力の国際法』に転換した。」という主張について、論評しなさい。適宜関連する条約、判例、事例などにも言及しながら、具体的に論じなさい。(50点)

第2問 次のうちから2つを選び、適宜関連する条約、判例、事例などに言及しながら、具体的に説明しなさい。(各25点)

- (1) 人道的干渉
- (2) 国際環境法における予防原則・予防的アプローチ
- (3) 領域使用の管理責任

令和7年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 経済法

持込み等： 書き込み及び判例のない法令集一冊のみ持ち込み可

【問1】以下の事実を読んで、問いに答えなさい。（50点）

X1社、X2社、X3社及びX4社（以下、これらを併せて「4社」という。）は、工業用資材である「甲」を製造販売する事業を営んでいる。我が国において甲を製造販売する事業者は4社のほかに存在せず、輸送費が高いことから輸入品は利用されていない。

令和3年7月26日に、X1社の営業部長D1は、X2社の営業部長D2及びX3社の営業部長D3に呼び掛けて会合を開き、甲の販売価格の引き上げについて相談した。D1及びD2は値上げに積極的な発言をしたものの、D3は検討させてほしいと述べるにとどまった。

X1社は8月2日に、甲の販売価格を10月1日出荷分から10%値上げすることを公表し、取引先に通知した。X2社は8月12日に、甲の販売価格を、10月7日出荷分から10%値上げすることを社内で決定した。

D1、D2及びD3は、8月18日に会合を開き、D1から、X1社の値上げ公表後の顧客の反応について、否定的な反応を示す顧客は少ないとの報告がなされた。D2は、X2社が甲の販売価格を10月7日出荷分から10%値上げするつもりであることを述べた。D3は、X4社の対応も見てから判断したいと述べるにとどめた。これに対してD1及びD2は、X4社の甲の販売市場における市場シェアはここ5年間継続的に10%を下回っており、これまでのX4社の行動からすれば、X4社も近いうちに値上げするはずであるとして、X3社にも協力を求めたが、D3は態度を明らかにしなかった。

8月24日にX2社は、甲の販売価格を10月7日出荷分から10%値上げすることを公表し、取引先に通知した。8月26日にX3社は、甲の販売価格を、10月20日出荷分から10%値上げすることを公表し、取引先に通知した。8月30日にX4社は、甲の販売価格を10月27日出荷分から10%値上げすることを公表し、取引先に通知した。

4社は10月以降、順次甲の販売価格を値上げした価格で納品している。

〔問い〕 4社による甲の値上げは独占禁止法に違反するか、検討しなさい。

【問2】 独占禁止法2条5項が定義する私的独占において、事業者の行為が「他の事業者の事業活動を排除」するかどうかは、どのような事情を考慮して判断されるか、説明しなさい。（25点）

【問3】 独占禁止法2条9項5号が定義する優越的地位の濫用において、「自己の取引上の地位が相手方に優越していること」とは、どのような事情を考慮して判断されるか。大手小売業者「甲」と、納入業者30社（納入業者1～納入業者30）との関係を例にして説明しなさい。（25点）

令和7年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 民法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

第1問（配点：50点）

民法177条の「第三者」の意義について、具体例を挙げつつ説明しなさい。

第2問（配点：50点）

精神障害により責任能力を欠く者が第三者に損害を加えた場合において、その法定監督義務者として民法714条1項による責任を負うのはどのような者か、判例を踏まえて検討しなさい。

令和7年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 行政学

持込み等： 一切不可

下記の2問両問について、解答しなさい。

問1. 1990年代から2000年代に進められた現代日本の地方分権改革の特徴について説明するとともに、意義と課題について論じなさい(50点)。

問2. 有意義な政策評価について、行政学上、重要と思われるテーマを設定し、詳細に論じなさい(50点)。

令和7年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 政治学

持込み等： 不可

以下の問いに答えなさい。

1 2024年に自由民主主義諸国において行われた、ないしは行われる予定の国政選挙を、ひとつあるいは複数とりあげ、これを素材にして、今日における民主主義の困難と可能性について、任意の視点から論じなさい。

(50点)

2 今日の政治において、「過去の不正義についての記憶」が持つ意義について、具体的な例をあげて論じなさい。

(50点)

令和7年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 労働法

持込み等： ①判例のない法令集

【問】以下の設例を読み、（１）及び（２）の設問に答えなさい。
なお、解答の順序は問わないが、解答の冒頭に必ず番号を付すこと。

【設例】

家電製品や電子機器の製造・販売を業とするY株式会社は、1950年代にラジオメーカーとして創業され、元々は西日本で小規模に事業を展開していたが、1960年代に電子レンジを国内メーカーで初めて発売したことをきっかけに、いわゆる白物家電の分野で爆発的に売り上げを伸ばし、日本全国のほか海外各地への進出を果たし、日本を代表するブランド家電メーカーとして順調に事業拡大を進めてきた。そして、2000年代には、生え抜きのT社長の下、Y社の製造技術が“世界の鶴山ブランド”と称えられるほど世界的に高く評価されている液晶パネルを使用したテレビ・スオクアシリーズや、イオンを利用した除菌装置であるイナズマクラスターなどの看板商品を武器にしてさらに売り上げを伸ばし、本件当時の従業員数は、管理的業務を行うために大阪府内にある本社だけでも1000名を超え、全世界で10万名を超す従業員を擁する世界的大企業に成長するに至った。なお、Y社には、日本国内において、創業以来、労働組合は存在していない。

ところが、2008年夏の北京オリンピックが閉幕し、2011年に地上波デジタル化に伴うテレビの買い替えが一巡したことで、主力の液晶テレビなどの家電販売が落ち込み、折悪しく2008年秋に生じたいわゆるリーマン・ショックを契機にした世界的な景気後退、他の東アジア諸国の新興家電メーカーとの価格競争の激化などが相まって、テレビをはじめとする主力商品の販売数量が大幅な前年割れを始め、それまでの“液晶一本足打法”とも揶揄されてきたほどの強気の設備投資に伴う巨額の有利子負債と相まって、Y社の業績は2010年代初頭から急速に悪化し、一転して長引く経営不振に苦しむことになった。

そこで、2019年秋には、T社長のほかY社生え抜きの取締役の大半が経営不振の責任を取って引責辞任し、台湾の新興家電メーカーとして知られるS社から大規模な出資を受け入れて、S社から派遣されたN社長を中心とする新体制の下で経営の再建に取り組むこととした。

そこで、手始めに、S社から高コスト体質を指摘されていたY社は、国内工場の集約など生産性向上策を図りつつ、労務コストの削減を実現しつつも本社従業員の整理解雇を回避し、会社の生き残りを図るための措置として、2019年12月、年功賃金制度や退職金制度などの人事制度の抜本的な見直しを柱とする、「Y社サバイバル・プラン（YSP）」を作成し、S社からも了承を得て、これを従業員及び投資家向けに提示した。

そして、Y社は、YSPを具体化する施策の一環として、就業規則の細則として創業時から存在する「Y社退職金規程」のうち、管理職にかかる支給係数について、定年までの勤続可能年数に応じた軽減措置を設けながら、平均して15%低減させる旨のY社退職金規程の改定を行い、一方で退職金の減額分を填補する趣旨を含めて、就業規則の細則である月例給与規程に定められた管理職手当を、毎月2万円増額させることとした。そこで、2020年1月に、Y社は、退職金規程及び月例給与規程の改定案を作成し、各事業場において労働基準法所定の手続をとった上で、本社をはじめとする全ての事業場に改定された退職金規程及び月例給与規程を備え置き、同年2月分以降は、全従業員に対して改定された就業規則を元に計算した退職金及び月例給与を支給している。

その後、2023年1月末に、就業規則所定の定年年齢である65歳に達したことを理由に退職することとなったX1は、急成長したY社において不足しがちであった電機メーカーの管理部門における豊富な経験を買われて、10年前にY社の管理職としてスカウトされて入社し、Y本社の管理部門において管理職として就労してきた者である。X1は、Y社への入社前の交渉において、既に経営不振が顕在化しつつある中、X1をどうしても獲得したい前社長Tから直々に、「月額給与は、他の管理職社員の手前、当社の就業規則に従ってもらう必要があるが、定年まで当社に残ってくれば、退職金の算定に当たっては、勤続年数を定年までの10年ではなく、新卒でY社に入社した労働者と同等の40年として算出する。」という提案を受け、比較のために勤続10年の場合と勤続40年の場合の具体的な退職金金額の相違も提示された上で、X1がこれを受け入れ、「X1がY社所定の定年年齢への到達を理由に退職する場合、X1に支給される退職金額の算定に当たっては、就業規則その他の規定に関わらず、勤続年数を40年として計算する。」という条項を、労働契約

書に「特記事項」として付記してY社に入社していた。そして、Y社は、定年で退職するX1に対して、勤続年数を40年として計算して退職金を支給しつつ、ただ、支給係数のみは2020年1月に改訂されたY社退職金規程に従って計算された額の退職金を支払ったため、改定前のY社退職金規程に基づいて計算された場合と比べると、5%（150万円）の減額になっていた。

ところで、Y社は、2020年以降、S社の支援やYSPなどの構造改革の実施によって急場を脱しつつあったものの、コロナ禍にあって新たな世界的ヒット商品に恵まれず、コロナウィルス対策として注目された空気清浄機も、もともとD社やP社など類似の技術を用いた他社の後発製品との激しい競争にさらされていたほか、シリコンバレー発の新興企業E社が独自開発したエアキャットという強力な空気清浄機能を売りにした類似製品にもシェアを奪われたため、依然として厳しい経営状況が続いていた。

そこで、2023年秋には、S社からの要請を受けて、Y社はさらに踏み込んだ改革として「YSP 2.0」を実施することとした。その一環としてN社長が打ち出した収支管理の徹底要請を受けて、部門ごとの経理の見直しを行っていたところ、同年末頃、前社長Tの側近とされてきた総務部のX2部長が、Tの退任前の5年間に総額500万円にも上る出張旅費を不正に受給していた事実が発覚した。ところが、Y社の担当者がX2に対して事情聴取を求めたところ、X1は、前社長Tが主体となって新たに設立した新興家電メーカーBの専務取締役就任として、2024年1月末日付での辞表を提出した。

これを受け、Y社は、X2の辞表を受理せず直ちに懲戒処分を科し、併せてX2を刑事告訴することも検討したが、幹部社員による不正が表沙汰になった場合に再建過程にある自社の企業イメージを損なう恐れもあると判断し、S社とも協議した結果、最終的には懲戒処分及び刑事告訴をいずれも見送ることにした。もっとも、Y社退職金規程においては、「懲戒事由に該当する者が懲戒処分を受けないまま退職する場合においては、退職金を支給しない。」とする規定が存在していた。そこで、Y社は、同規定の存在を見越しつつ、念のため「X2及びY社は、相互に何らの請求権も有していないことを確認する。」と記載された「確認書」と題する書面を退職日付でX2から徴収する代わりに、X2の辞表を受理し、辞表に記載の通り2024年1月末日付の自己都合退職として処遇した。そして、Y社退職金規程に従って計算すると自己都合退職でも500万円になる退職金は、退職後もX2には支給されていない。

【設問】（配点：（１）５０点、（２）５０点）

（１） X １ が、Y 社に対して採り得る法的手段を論じなさい。

（２） X ２ が、Y 社に対して採り得る法的手段を論じなさい。

以 上

令和7年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 法哲学

持込み等： 不可

問題： 次の問いに解答しなさい（100点）。

ホーフェルドの権利論における異なる権利の類型について、それぞれの定義を明確に示し、相関関係と対立関係を踏まえつつ、その内容を説明しなさい。その上で、憲法上の社会権の規定がいずれの類型によって把握することができるかについて論じなさい。

令和7年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 国際政治

持込み等： なし

次の2つの問いに答えなさい。回答の際には、関連する理論や事例に触れつつ、多面的に論じること。

問1 次のテーマから1つを選択して、論じなさい。（50点）

1. 抑止と安心供与
2. 気候変動
3. グローバルサウス

問2 国際制度は国際関係に影響を与えるのかどうか、与えるとすればどのような影響があるのかについて、あなたの見解を論じなさい。（50点）

令和 7 年度 北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 行政法

持込み等： 判例のない法令集（1 冊）

X は幼児期に進行性筋ジストロフィー（筋細胞が徐々に脂肪に変化し、腰や肩、足等の筋肉の力が衰えていく難病）にかかっていると診断されている。X は、現時点において車椅子を常時使用する状況にはない。しかし一ヶ月に概ね 3～4 日程度ではあるが、疲労が蓄積する夕刻に車椅子を使用することがあり、主治医の診断書には、今後、筋肉の衰えの進行状況によって、車椅子使用の頻度が高くなることが記載されている。

X は中学校卒業後 H 県立 M 高等学校に入学することを希望し、2024 年 2 月 3 日、所定の必要書類を添付して入学願書を M 高等学校長 Y に提出した（入学許可の申請）。X は、同年 3 月 3 日に学力検査（入学試験）を受けたが、同年 3 月 15 日の合格発表において、「不合格」であった。H 県では、合格発表日の翌日から 3 日間、受験した高等学校において「入学試験における学力考査得点の開示」を求めることができる。同年 3 月 16 日に X が得点开示を求めたところ、X の学力検査の得点は「500 点満点中 475 点」であり、進学塾が発表した予想合格最低点速報（430 点）を上回っていた。同じ中学校に通い、M 高等学校に合格した友人 A に問い合わせたところ、A の学力考査の得点が 450 点であったを知った X は、同年 3 月 17 日、M 高等学校長 Y に対して「不合格となった理由」の説明を求めた。

同年 3 月 20 日、M 高等学校長 Y は X に対し、入学不許可となった理由として、「出身中学校から送付された資料並びに X の主治医が作成した診断書の記載を見る限り、① X は M 高等学校において必修科目とされている保健体育（柔道実技）に参加することができず、したがって、X が M 高等学校の全課程を修了する見通しがなく、② M 高等学校の校舎にはエレベータは設置されているものの、生徒の利用は認められておらず、X が車椅子を使用しなければならなくなった場合、校舎 2 階又は 3 階にある教室に移動することができないこと。」を挙げた。X は、訴訟提起を視野に入れている。現在 2024 年 3 月 31 日であるとして、以下の問いに答えなさい。

- 【1】 X が提起すべき訴訟（行政事件訴訟法に規定されている訴訟類型に限る。）並びに仮の救済制度を述べよ。（50 点）
- 【2】 上記の訴訟において本案勝訴判決を得るために、X は何を争点として、いかなる主張を展開すればよいかを答えなさい。（50 点）

○ 参照条文 H 県立 M 高等学校 学則

（入学者の選抜）第 19 条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身校の長より送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項によるほか、別に定めるところにより、入学定員の一部について、出身中学校長又は義務教育学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書等を資料として入学者の選抜を行うことができる。